

練馬区立中学校部活動のあり方に関する方針

練馬区教育委員会

令和2年3月

中学校の教育課程外で行われている部活動については、学校教育の一環として、生徒自身が活動を通して自己肯定感を高めることや生徒の人格形成や健全育成に資することなど、教育的意義が認められています。本区では、「練馬区教育・子育て大綱」において、「夢や目標を持ち困難を乗り越える力を備える子どもたちの育成」という目標が示されており、その中の重点施策である「学力、体力、豊かな心が調和した学びの充実」を実現する手立ての1つとして、「部活動」は、これまでも重要な教育活動として位置付けられてきました。

一方で、近年、部活動のあり方については、行き過ぎた活動を見直し、生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に配慮する必要も指摘されています。また、部活動を指導する教員の負担も社会的な問題となっていることから、教員の働き方改革を推進する視点についても、同時に考えなければならない課題です。

これらのことを念頭に置き、本区において「練馬区部活動のあり方に関する方針」を、以下の観点に基づき策定します。

- ① 生徒の自主的・自発的な参加より行われる部活動において、生徒の主体的な取組を支える方法や枠組みを構築する。
- ② 生徒がそれぞれの目標を達成できるよう、合理的でかつ効率的、効果的な活動を行う。
- ③ 適切な時間での活動や休養日の設定により、生徒のバランスのとれた心身の成長や生活を実現する。
- ④ 部活動の指導体制を整備し、教員の働き方改革を推進する。

各学校においては、本方針に基づき、教職員の共通認識の下、家庭や地域とより一層の連携を図りながら、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」の育成につながる適切な部活動運営を推進するようお願いします。

令和2年3月

練馬区教育委員会

本方針策定の趣旨等

(1) 本方針の対象範囲

- 本方針は、義務教育である練馬区立中学校段階（練馬区立中学校および練馬区立小中一貫教育校第7学年から第9学年）の部活動を対象とする。

(2) 望ましい部活動のあり方

- 本方針は、生徒にとって望ましい部活動の環境を構築するという観点に立ち、以下の点を重視して、地域、学校、競技種目、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

- ・ 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図ることや、生涯にわたって学び、芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞活動を通して豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすること。
- ・ 生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程との関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこととし、各学校においては、生徒の自主性・自発性を尊重し、生徒への過度な負担がかかることのないよう、留意すること。
- ・ 学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築するとともに、地域や家庭の理解と協力のもと、生徒の健全育成に資すること。

- 本方針は、スポーツ庁の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」、文化庁の「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および東京都教育委員会の「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」に則り、練馬区教育委員会としての部活動のあり方に関するガイドラインとして位置づける。

1 適切な運営のための体制整備

(1) 部活動方針の策定等

ア 校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定する。

部活動顧問は、年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会等）並びに毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、校長に提出する。

イ 校長は、上記アの活動方針および活動計画等を学校ホームページへの掲載等により公表する。

ウ 教育委員会は、上記アに関し、各学校において部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、様式の作成等を行う。

(2) 指導・運営に係る体制の構築

ア 校長は、生徒や教師の人数等を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、適正な数の部活動を設置する。

イ 教育委員会は、各学校の生徒や教師の人数、活動実態等を踏まえ、部活動指導員の任用を進める。

なお、部活動指導員の任用・配置に当たっては、学校教育について理解し、適切な指導を行うために、部活動の位置付け、教育的意義、生徒の発達段階に応じた科学的な指導、安全の確保や事故発生後の対応を適切に行うこと、生徒の人格を傷つける言動や体罰は、いかなる場合も許されないこと、服務（校長の監督を受けることや生徒、保護者の信頼を損ねるような行為の禁止等）に関する規定を遵守すること等に関し、適宜研修を行う。

ウ 校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率化・効果的な実施に鑑み、教師の他の校務分掌や、部活動指導員の配置状況を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営および管理に係る体制の構築を図る。

エ 校長は、毎月の活動計画および活動実績の確認等により、各部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行い、教師の負担が過度とならないように、適宜、指導・是正を行う。

オ 教育委員会は、管理職、部活動顧問、部活動指導員等を対象とする部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等を行う。

カ 校長は、教師の部活動への関与について、「学校における働き方改革に関する緊急対策（平成 29 年 12 月 26 日文科科学省決定）」、「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について（平成 30 年 2 月 9 日付け 29 文科初第 1437 号）」および「練馬区立学校（園）における教員の働き方改革推進プラン（平成 31 年 3 月練馬区教育委員会）」を踏まえ、法令に則り、業務改善および勤務時間管理等を行う。

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組

（１）適切な指導の実施

ア 校長および部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、東京都教育委員会の「生徒のバランスのとれた心身の成長や学校生活に向けて一部活動に関する総合的なガイドライン」に則り、生徒の心身の健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

また、熱中症事故防止の観点から、「熱中症予防運動指針」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に、適切に対応する。教育委員会は、学校におけるこれらの取組が徹底されるよう、学校保健安全法等も踏まえ、適宜、支援および指導・是正を行う。

イ 部活動顧問は、生徒のバランスのとれた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、また、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも生徒の能力向上につながらないことや部活動以外の様々な活動に参加する機会を奪うこと等を正しく理解するとともに、生徒の能力の向上や、生涯を通じてスポーツや文化芸術等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく、技術や記録等の向上など、それぞれの目標が達成できるよう、競技種目や分野の特性等を踏まえた合理的でかつ効率的・効果的なトレーニングの積極的な導入等により、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

また、専門的知見を有する保健体育担当の教師や養護教諭等と連携・協力し、発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

(2) 部活動用指導手引等の活用

部活動指導者は、部活動における合理的でかつ効率的・効果的な活動のために中央競技団体や各分野の関係団体等が作成した指導手引きを活用して、2(1)に基づく指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

ア 部活動における休養日および活動時間については、成長期にある生徒が、教育課程内の活動、部活動、学校外の活動、その他の食事、休養および睡眠等の生活時間のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

【休養日】

- 1 学期中は、原則として週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)
- 2 長期休業中の休業日の設定についても、「1」に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間(オフシーズン)を設ける。

【活動時間】

1日の活動時間は長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等も含む。)および長期休業中は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

イ 校長は、1(1)に掲げる「学校の部活動に係る活動方針」の策定に当たっては、上記の基準を踏まえるとともに、教育委員会が策定した方針に則り、各部活動の休養日および活動時間等を設定し、公表する。また、各部活動の活動内容を把握し、適宜、指導・是正を行う等、その運用を徹底する。

ウ 休養日および活動時間等の設定については、地域や学校の実態を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部活動共通、学校全体の部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

エ 具体的な目安としては、週当たりの休養日から算出した結果に基づき、年間100日以上休養日を設定し、そのうち50日以上は週休日に休養日を充てるものとする。
なお、月ごとの計画の中で、過度に連続する活動日がないよう、活動計画を立てる。

4 生徒のニーズを踏まえた部活動環境の整備

(1) 生徒の自主的、自発的な活動を促す活動体制の構築

ア 生徒の自主的、主体的な活動を促すような部活動の体制を構築するために、これまでの顧問主体で行っていた練習計画の立案や練習方法等の指導体制のあり方を見直す。

そのために、生徒が主体となって目標を設定し、その実現のために生徒自身が対話的に関わりながら、活動計画を立案、実行、改善するような取組を目指していく。

(2) 生徒のニーズを踏まえた部活動の設置

ア 校長は、部活動が生徒の自主的、自発的な参加に基づくものであり、性別や障害の有無を問わず、生徒の多様なニーズに応じた活動を行うことができる部活動を設置するよう努める。

具体的な例としては、より多くの活動機会の創出が図られるよう、季節ごとに異なる活動を行う部や、大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動等、生徒が楽しく体を動かす習慣の形成や芸術文化等に親しむ動機付けとなる部活動の設置についても検討する。

イ 少子化に伴い、単一の学校では特定の部活動を設けることができない場合には、生徒の部活動参加の機会が損なわれることがないように、複数校の生徒が拠点校の部活動に参加するなど、合同部活動等の取組を推進する。

(3) 地域との連携等

ア 教育委員会および校長は、生徒の部活動環境の充実の観点から、学校や地域の文化・スポーツ団体との連携、保護者の理解と協力、社会教育施設の活用、各種団体との連携、民間事業者の活用等による、学校と地域が共に子供を育てるという視点に立った、学校と地域が協働・融合した形での地域における活動環境整備を進める。

イ 教育委員会および校長は、学校と地域・保護者が共に子供の健全な成長のための教育、スポーツ環境や芸術文化等に親しむ機会の充実を支援するパートナーという考えの下で、こうした取組を推進することについて、保護者の理解と協力を促す。

5 学校単位で参加する大会等の見直し

校長は生徒の教育上の意義や、生徒や部活動の指導者の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等や地域の行事、催し等を精査する。

また、大会を運営する各部活動の専門委員会は、参加する学校や団体の負担だけでなく、運営側の負担も考慮し、大会の実施方法等を見直していく。

令和元年度 練馬区立中学校部活動のあり方検討委員名簿

区分	役職	氏名	所属等
教育委員会	委員長	木村 勝巳	教育委員会教育振興部長
教育委員会	副委員長	谷口 雄麿	教育指導課長
校長会	委員	児島 泰彦	練馬区立開進第四中学校長
	委員	市川 昌彦	練馬区立石神井東中学校長
保護者 (中学校PTA連合協議会)	委員	則 貴久	練馬区立中学校PTA連合協議会長 練馬区立大泉学園中学校PTA会長
	委員	渡辺 奈央子	練馬区立中学校PTA連合協議会 練馬区立旭丘中学校PTA会長
	委員	齋藤 洋子	練馬区立中学校PTA連合協議会 練馬区立練馬東中学校PTA会長
体育協会	委員	石川 正子	公益社団法人練馬区体育協会 代表理事
	委員	志村 雅	公益社団法人練馬区体育協会 業務執行理事事務局長
総合型地域スポーツクラブ	委員	茨田 忍	特定非営利法人コミュニティネット SSC大泉 理事長
	委員	毛利 美佐子	NPO法人総合型地域スポーツクラブ平和台 クラブマネージャー
学校関係者	委員	小林 寿典	練馬区立練馬東中学校 主幹教諭
	委員	干野 京子	練馬区立石神井南中学校 主任教諭
	委員	嶋田 忠政	練馬区立小中一貫教育校大泉桜学園 主任教諭
教育委員会	事務局	風間 浩也	教育指導課 統括指導主事
		竹中 和美	教育指導課 管理係長
		吉森 祐司	教育指導課 指導主事
地域文化部		元木 高明	スポーツ振興課 振興係長

※ 敬称略

